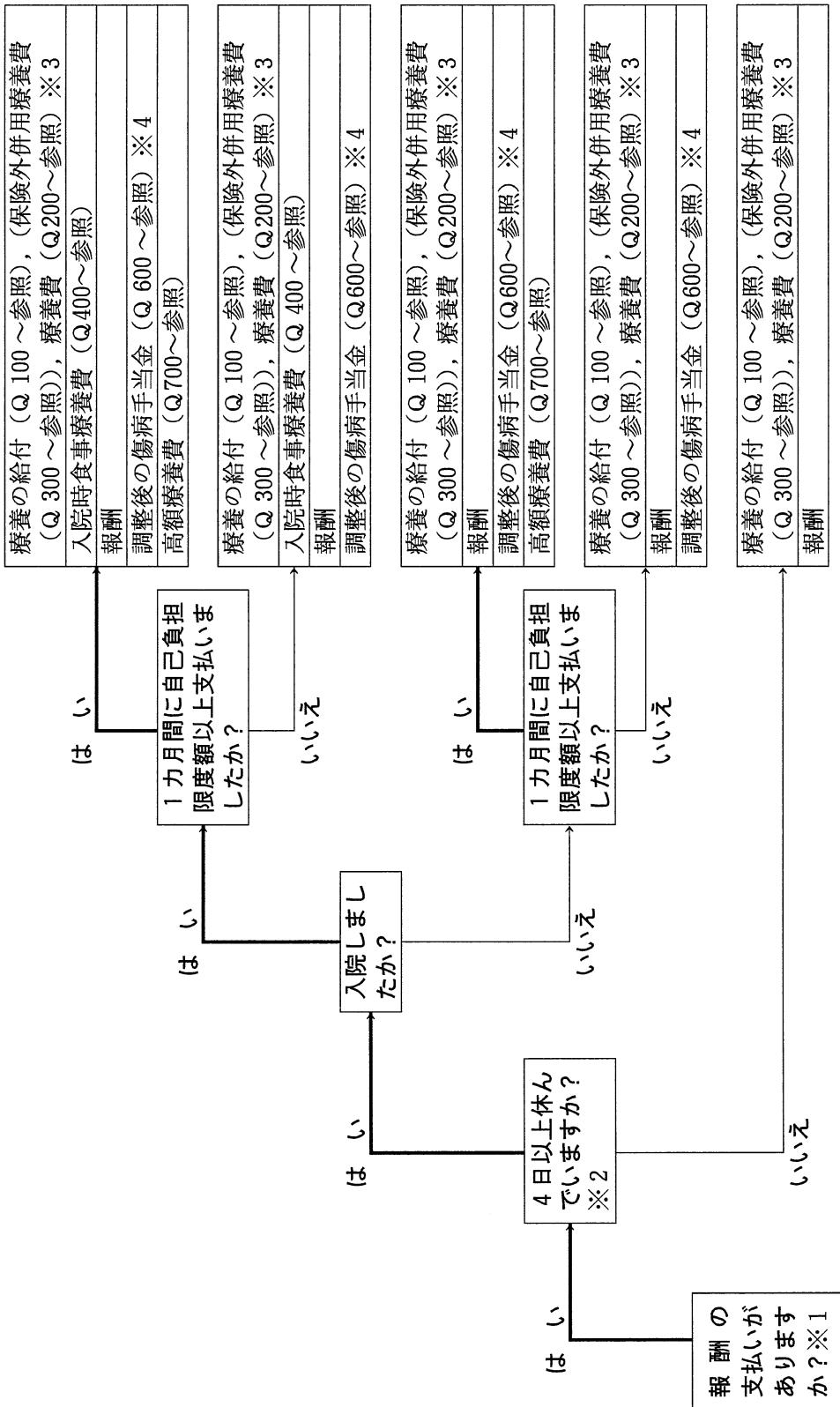
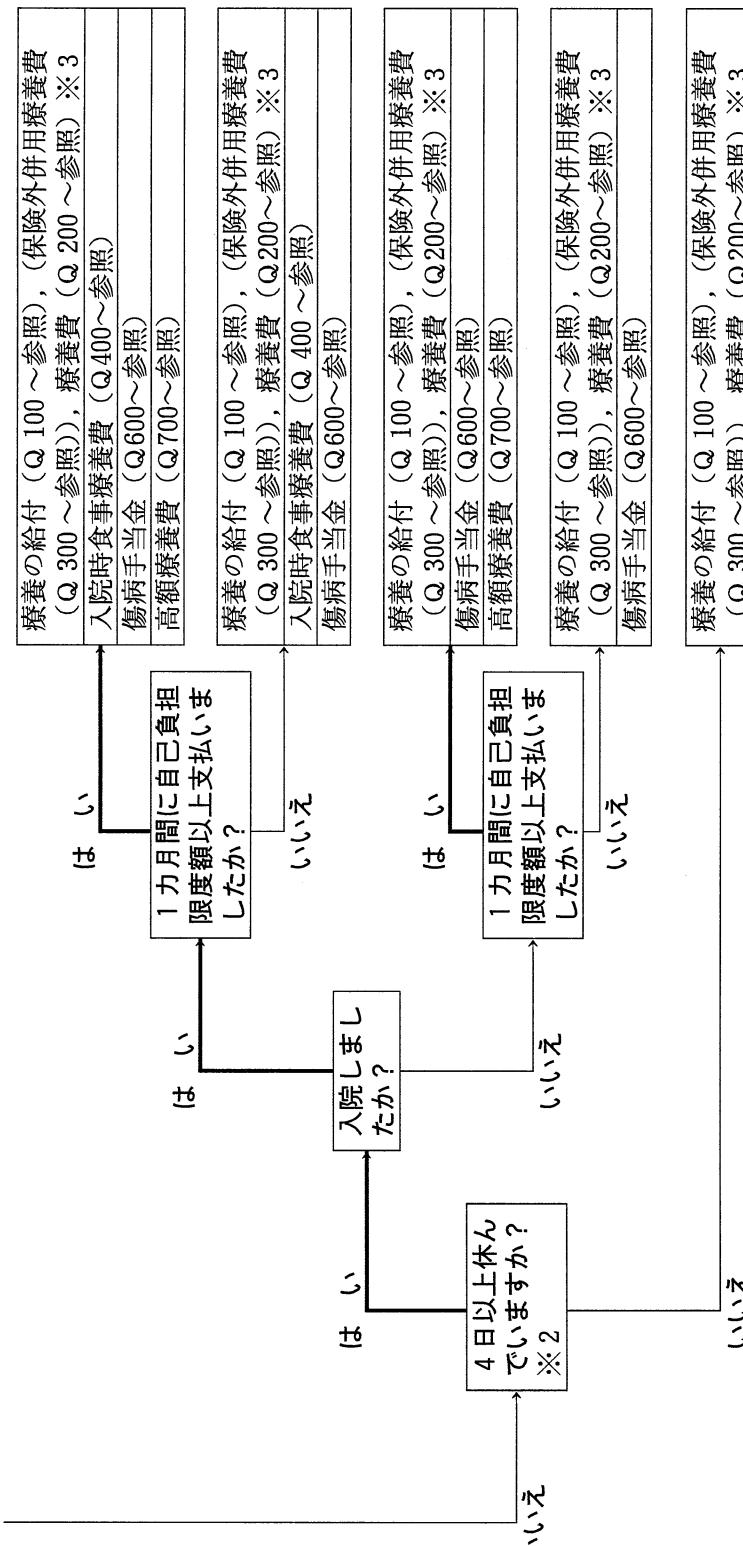


第1節 仕事以外（業務外）の事故によるケガや病気で休んだとき





※ 1 ここでいう報酬とは、休職しているにもかかわらず会社から支給される休職給等のことです。

※ 2 最初の3日間は継続していいなりません。

※ 3 療養費は療養の給付等を行うことが困難と認めたとき、保険医療機関等以外で診療などを受けたことにつき保険者がやむを得ないと認めたとき

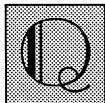
に支給されます。

※ 4 報酬として標準報酬日額の6割相当額以上が支払われるときは、傷病手当金は支給されません。
※ i 難病患者や末期ガン患者のように居宅において療養を受ける状態にある人が、居宅で訪問看護を受けたときは訪問看護費（Q800～参照）が支給されます。

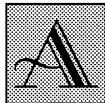
※ ii 療養の給付（保険外併用療養費）を受けるために病院などに移送されたときは移送費（Q500～参照）が支給されます。

※ iii 70歳以上の人人が療養病床に入院する場合は、入院時生活療養費が支給されます。

Q103 一部負担金



健康保険の被保険者が、診療を受けた場合に負担しなければならない一部負担金について教えて下さい。



平成18年の健康保険法の改正において、医療費の伸びを抑制するため、同年10月以降、高齢者のうち、現役並みの所得がある人が仕事以外の理由でケガや病気になり、その治療を受けたときの窓口での一部負担金が2割から3割に引き上げられました（健康保険法第74条）。

解説

〔FC保険給付五五〕

平成15年4月以降、70歳未満の被保険者と70歳未満の被扶養者の一部負担金が3割（被扶養者が3歳未満の乳幼児である場合は2割）となりました。また、この改正で老人医療受給対象者の対象年齢が5年間かけて段階的に70歳以上から75歳以上に引き上げられたことにより、70歳以上75歳未満の被保険者等は健康保険の被保険者等となり、一部負担金の割合も標準報酬月額に応じて二つに区分されました（施行日の前日において70歳以上の高齢者については75歳以上とみなされ、老人医療受給対象者となりました）。このうち70歳以上の現役並み所得者の負担割合が2割から3割に引き上げられ、平成18年10月1日から実施されています。改正後の具体的な負担割合は、次のとおりです（下表を参照して下さい）。

(1) 被保険者の場合

被保険者が仕事以外の理由でケガや病気になり、その治療を受けたときには、患者は保険医療機関などの窓口で、下記の区分に応じた一部負担金を支払わなければなりません。

- | | |
|---------------------------------------|----|
| ① 70歳に達する日の属する月以前である場合 | 3割 |
| ② 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（③を除く） | 1割 |
| ③ 70歳に達する日の属する月の翌月以後であって、政令により算定した報酬の | |

■ 第1章 仕事以外（業務外）の事故でケガをしたり病気になったとき ■

額（＊）以上であるとき（現役並み所得者という）

3割

* 現役並み所得者の報酬の額は、療養の給付を受ける月の標準報酬月額とされ、その額は28万円です。

ただし、標準報酬月額が28万円以上であっても被保険者およびその被扶養者（70歳到達月の翌月以後である高齢受給者に限る）について、所得ベースで145万円、年収ベース（所得税法に規定する各種所得の計算上、収入金額とすべき金額および総収入金額に算入すべき金額を合算した額。以下同じ）では520万円（被扶養者がいない場合は383万円）に満たない人については1割負担（上記②）となります（健康保険法施行令第34条）。

なお、標準報酬月額が28万円以上であるため3割負担の「健康保険高齢受給者証」（以下、高齢受給者証という）が届いた人のうちで、1割負担になると思われる高齢者は、同封されている年収確認のための書類に必要事項を記入して社会保険事務所宛に返送します。その結果1割負担で済む場合は、1割と記載された高齢受給者証が再交付されます（社会保険事務所により手続きが異なる場合がありますので、詳しくは管轄の社会保険事務所にお問合せ下さい）。

(2) 被扶養者の場合

家族療養費負担割合は次のとおりです（健康保険法第110条）。

① 被扶養者が3歳到達月の翌月以後から70歳到達月以前である場合

3割

② 被扶養者が3歳到達月以前である場合

2割

③ 被扶養者（④を除く）が70歳を超えた月以後である場合

1割

④ 70歳を超える現役並み所得者である被保険者などの被扶養者が70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合

3割

一部負担金の割合一覧表

平成18年10月1日現在

被保険者の年齢	被保険者	被扶養者の年齢	
		70歳未満	70歳以上75歳未満
70歳未満	3割	3割（3歳（＊1）未満は2割）	1割
70歳以上75歳未満 現役並み所得者	3割	3割	① 現役並み所得者 3割
一般	1割（＊2）	3割	② 一般 1割（＊2）

*1 平成20年4月以降は、子供の対象者が6歳到達以後最初の年度末まである子に拡大されます（健康保険法第110条）。

*2 平成20年4月以降は、2割に引き上げられます（健康保険法第110条）。

<ポイント>

- ① 標準報酬月額は28万円以上ですが、所得が一定額未満である等一部負担金の負担割合が1割となる要件を満たした人であっても、保険者に申し出なければ3割負担となります。
- ② 70歳以上75歳未満の被保険者等に交付される一部負担金の割合を表す高齢受給者証は、治療を受ける際に、健康保険被保険者証と併せて保険医療機関等の窓口に提示します。
- ③ 一部負担金が実際に変更されるのは70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日の人は、誕生月）からとなりますので、高齢受給者になった人の高齢受給者証は、誕生月（誕生日が月の初日の人は誕生月の前月）に交付されます。
- ④ 70歳以上75歳未満の被保険者等の一部負担金の割合に変更（随時改定などにより変更後の健康保険高齢受給者証の交付が遅れた場合）等があった場合には、社会保険事務所と被保険者間で返納または還付に関する事務が行われます。
- ⑤ 国民健康保険の被保険者および老人保健対象者については、それぞれ本章第3節「Q 100 国民健康保険の自己負担割合」、第7編第1章第4節「Q 601 老人医療受給対象者の自己負担割合」を参照して下さい。